

# 『競建內之』譯注

谷中 信一

## (1) 底本：

陳佩芬『競建內之』釋文考釋

(馬承源主編『上海博物館藏 戰國楚竹書 (五)』(上海古籍出版社 2005.12) 所取)

## (2) 參考文獻：

- 0 1, 魯家亮「讀上博楚竹書 (五) 札記二則」(簡帛網 2006.02.18)
- 0 2, 季旭昇「上博五趨議 (上)」(簡帛網 2006.02.18)
- 0 3, 何有祖「上博楚竹書《競建內之》札記五則」(簡帛網 2006.02.18)
- 0 4, 蘇建洲「初讀《上博五》淺說」(簡帛網 2006.02.18)
- 0 5, 何有祖「上博五《鮑叔牙與隰朋之諫》試讀」(簡帛網 2006.2.19)
- 0 6, 李天虹「上博五《競》、《鮑》篇校讀四則」(簡帛網 2006.2.19)
- 0 7, 陳劍「談談《上博 (五) 的竹簡分篇、拼合與編聯問題」(簡帛網 2006.2.19)
- 0 8, 范常喜「《上博五·競建內之》簡 2 “彝”字試說」(簡帛網 2006.02.20)
- 0 9, 劉樂賢「讀上博五《競建內之》札記」(簡帛網 2006.02.20)
- 1 0, 陳劍「《上博 (五)》零札兩則」(簡帛網 2006.02.21)
- 1 1, 陳偉「《競建內之》《鮑叔牙與隰朋之諫》零識」(簡帛網 2006.02.22)
- 1 2, 何有祖「《上博 (五) 零釋」(簡帛網 2006.02.22)
- 1 3, 季旭昇「《上博·鮑叔牙與隰朋之諫》“毋內錢器”句小考」(簡帛研究網 2006.02.23)
- 1 4, 蘇建洲「《上博 (五) 楚竹書》補說」(簡帛網 2006.02.23)
- 1 5, 楊澤生「讀上博簡《競建內之》短札兩則」(簡帛網 2006.02.24)
- 1 6, 禰健聰「上博楚簡 (五) 零札 (一)」(簡帛網 2006.02.24)
- 1 7, 林志鵬「上博楚竹書《競建內之》重編新解」(簡帛網 2006.02.25)
- 1 8, 許無咎「上博楚竹書 (五)《競建內之》篇札記」(簡帛研究網 2006.02.25)
- 1 9, 周波「上博五札記 (三則)」(簡帛網 2006.02.26)
- 2 0, 禰健聰「上博楚簡 (五) 零札 (二)」(簡帛網 2006.02.26)
- 2 1, 袁金兵「讀《上博 (五)》札記三則」(簡帛網 2006.02.26)
- 2 2, 蘇建洲「上博 (五) 束釋 (一)」(簡帛網 2006.02.27)
- 2 3, 徐在國「上博五文字考釋拾遺」(簡帛網 2006.02.27)
- 2 4, 楊澤生「《上博五》札記兩則」(簡帛網 2006.02.28)
- 2 5, 劉信芳「上博藏五試解七則」(簡帛網 2006.03.01)
- 2 6, 李天虹「再談《鮑叔牙與隰朋之諫》中的“息”字」(簡帛網 2006.03.01)
- 2 7, 范常喜「《上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》簡 3 “粘”字試說」(簡帛網 2006.03.02)
- 2 8, 郭永秉「關於《競建》和《鮑叔牙》的字體問題」(簡帛網 2006.03.05)

- 2 9, 陳偉「《鮑叔牙與隰朋之諫》零識（續）」（簡帛網 2006.03.05）
- 3 0, 季旭昇「上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》“篤歡附忼”解——兼談“錢器”」（簡帛網 2006.03.06）
- 3 1, 唐洪志「上博（五）札記（兩則）」（簡帛網 2006.03.07）
- 3 2, 何有祖「上博五試讀三則」（簡帛網 2006.03.09）
- 3 3, 蘇建洲「《上博（五）·鮑叔牙與隰朋之諫》“豎刁與易牙爲相”章字詞考釋」（簡帛網 2006.03.17）
- 3 4, 劉信芳「上博藏五試解續」（簡帛網 2006.03.20）
- 3 5, 侯乃鋒「上博（五）幾個固定詞語和句式補說」（簡帛網 2006.03.20）
- 3 6, 楊澤生「《上博五》零釋十二則」（簡帛網 2006.03.20）
- 3 7, 蘇建洲「《上博五》補釋五則」（簡帛網 2006.03.29）
- 3 8, 劉國勝「上博（五）零札（六則）」（簡帛網 2006.03.31）
- 3 9, 陳斯鵬「讀《上博竹書（五）小記」（簡帛網 2006.04.01）
- 4 0, 董珊「阮校《孟子》與《鮑》簡對讀」（簡帛網 2006.04.02）
- 4 1, 陳偉「也說《鮑叔牙與隰朋之諫》與《管子·霸形》的對讀」（簡帛網 2006.04.04）
- 4 2, 魯家亮「《鮑叔牙與隰朋之諫》與《管子·戒》對讀札記」（簡帛網 2006.04.13）
- 4 3, 林志鵬「釋《鮑叔牙與隰朋之諫》簡三“如枯加之以敬”」（簡帛網 2006.04.21）
- 4 4, 單育辰「上博五短札（三則）」（簡帛網 2006.04.30）
- 4 5, 張富海「上博簡五《鮑叔牙與隰朋之諫》補釋」（簡帛網 2006.05.09）
- 4 6, 張富海「上博簡五釋詞兩則」（簡帛網 2006.05.10）
- 4 7, 林志鵬「釋《鮑叔牙與隰朋之諫》簡二“句（从辵）尙”」（簡帛網 2006.05.11）
- 4 8, 尚賢「小議上博簡《鮑叔牙與隰朋之諫》中的虛詞“凡”」（簡帛網 2006.05.13）
- 4 9, 高佑仁「談《競建內之》兩處與“害”有關的字」（簡帛網 2006.06.13）
- 5 0, 陳劍「也談《競建內之》簡7的所謂“害”字」（簡帛網 2006.06.16）
- 5 1, 張平安「上博藏楚竹書《競建內之》第9至10號簡考辯」（新出楚簡國際學術檢討會論文集 2006.06.28-28）
- 5 2, 季旭昇「上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》試讀」（新出楚簡國際學術檢討會論文集 2006.06.28-28）
- 5 3, 彭浩「《鮑叔牙與隰朋之諫》考釋二則」（新出楚簡國際學術檢討會論文集 2006.06.28-28）
- 5 4, 李守奎「《鮑叔牙與隰朋之諫》補釋」（新出楚簡國際學術檢討會論文集 2006.06.28-28）
- 5 5, 袁國華「上海博物館藏戰國楚竹書（五）·鮑叔牙與隰朋之諫》「鈹（伐）器」、「滂沱」考釋」（新出楚簡國際學術檢討會論文集 2006.06.28-28）
- 5 6, 郭梨華「《鮑叔牙與隰朋之諫》中有關「日食」之探求——兼論《管子》中的「禮一法」觀」（新出楚簡國際學術檢討會論文集 2006.06.28-28）
- 5 7, 范常喜「《上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》簡5“悟”字試解」（簡帛網 2006.07.07）
- 5 8, 蘇建洲「《上博（五）·競建內之》“亥弋”字小考」（簡帛網 2006.07.23）

- 59, 牛新房「讀上博（五）札記」（簡帛網 2006.09.17）
- 60, 趙平安「“進芋口子以馳于倪廷”解」（簡帛網 2006.3.31）
- 61, 閻平凡「清華大學簡帛購讀班研討會綜述」（Cnfucius2000 2006.3.24）
- 62, 李銳「上博五補札一則」（Cnfucius2000 2006.4.25）
- 63, 張振兼「上博（五）札記二則」（簡帛網 2006.02.27）
- 64, 李銳「《鮑叔牙與隰朋之諫》“迥口”試解」（簡帛研究 2006.02.27）
- 65, 方勇「釋上博簡《鮑叔牙與隰朋之諫》中的“悒悒”一詞」（簡帛網 2006.12.23）
- 66, 彭浩「“錢器”小議」（簡帛網 06.03.01）
- 67, 彭浩「“有司著作浮老弱不刑”解」（簡帛網 06.03.06）
- 68, 彭浩「試說“亩纒短、田纒長、百糧篁”」（簡帛網 06.04.02）
- 69, 王三峽「“貴尹”試解」（簡帛網 06.03.28）
- 70, 劉信芳「“錢器”補說」（簡帛網 06.03.02）
- 71, 歐陽貞人「《上博簡·五》學術價值考論」（簡帛網 2006.05.13）
- 72, 林志鵬「《鮑叔牙與隰朋之諫》“旁（从土）地”、“公君（从二虫）”二詞試解」（簡帛網 2006.06.26）
- 73, 范常喜「《上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》簡5“悟”字試解」（簡帛網 2006.07.07）
- 74, 高佑仁「談《競建內之》簡六之“謫怒”」（簡帛網 2006.08.16）
- 75, 李學勤「試釋楚簡《鮑叔牙與隰朋之諫》」（『文物』2006-9）
- 76, 林志鵬「戰國楚竹書《鮑叔牙與隰朋之諫》“剽民獵樂”試解」（簡帛網 2006.12.09）
- 77, 方勇「釋上博簡《鮑叔牙與隰朋之諫》中的“悒悒”一詞」（簡帛網 2006.12.23）
- 78, 陳炫璋「上博楚竹書《鮑叔牙與隰朋之諫》史料年代問題」（簡帛網 2007.02.03）
- 79, 顏至君「《上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》札記一則」（簡帛網 2007.03.04）
- 80, 林志鵬「楚竹書《鮑叔牙與隰朋之諫》考釋三則」（簡帛網 2007.04.10）
- 81, 林志鵬「楚竹書《鮑叔牙與隰朋之諫》補釋」（簡帛網 2007.07.13）
- 82, 董珊「《鮑叔牙》篇的“考治”與其歷史文獻背景」（簡帛網 2007.07.16）
- 83, 侯乃峰「《鮑叔牙與隰朋之諫》“人之性三”補說」（簡帛網 2008.04.15）
- 84, 高佑仁「釋《競建內之》簡7的“則質諸鬼神曰：‘天地明棄我矣？’」（簡帛網 08.05.31）
- 85, 李學勤「《鮑叔牙與隰朋之諫》禹·龍解」（『諸子學刊』第一輯 2008.01）

### （3）概要

#### (1) 簡の形態

- ①：32字。上端2字分欠。合文符號1を含む。底本は33字としている。
- ①背：4字。「競建內之」（別人による書き込みか。表面と筆跡一致せず）。
- ②：36字。完簡。42.3cm。
- ③：35字。完簡。
- ④：33字。完簡。43.3cm。
- ⑤：32字。上端2字分欠。

⑥：36字。上端無文字部分少し欠く。

⑦：34字。完簡。

⑧：36字。完簡。

⑨：35字。完簡。

⑩：33字。完簡。

以上、文字数合計 342 字（底本は、上部殘欠して判読不能字及び背面の 4 字を加えて 347 字とする。）

## (2) 編聯

原編聯に対して、

(a) 陳劍 07・季旭昇 52・李守奎 54；

①→（欠簡）→⑤→⑥→②→⑦→④→③→⑧→⑨→⑩

(b) 林志鵬 17；

①→②→⑦→④→⑧→⑨→⑩→（欠簡）→⑤→⑥→③

(c) 李學勤 75；

①→（欠簡）→⑤→⑥→②→③→④→（欠簡）→⑧→⑨→⑩（⑦は本篇とは無関係として  
いる\*1）

などの説が立てられたが、本稿では(a)の編聯に従い釋読を試みることにした。

## (3) 構成

桓公が問いかけ、これに鮑叔牙・隰朋が答えるという対話構成を取っており、鮑叔牙・隰朋の返答の中に、『尚書』高宗彤日篇中の高宗と祖己の問答が挿入される。

## (4) 主題

臣下の適切な助言や諫言が、君主の反省と自覺を促し、治世の實を擧げること。

## (5) 背景にある思想

日食を一種の災異と見る災異思想、さらに君主の政治の善否が天象によって示されるとするいわゆる天人相關思想。

## (6) 主な話の流れ

・日食が起きた。桓公は、そのわけを鮑叔牙と隰朋に問う。(①)

・鮑叔牙と隰朋は、これは災害や戦争が起きる兆しであると答える。桓公は、祓い去らせる方法はあるかと尋ねる。(⑤)

・君主自ら招き寄せたのが日食（＝異）なのだから、まずこうした災異を招き寄せた原因を取り除くこと、すなわちこれまでの悪政を反省し改めなければいけないという。

(⑥)

・ただしこうなってしまったのは、桓公一だけに責任を帰すべきではなく、群臣達にも責任があったことを言う。かつて殷の高宗の時に同じようなことがあったとして、歴史

に範を取ることができる」と述べる。(②)

・この時は、日食ではなく鳥が舞い降りたのである。高宗はそのわけを二人の臣下に尋ねる。(②)

・二人は、歴史に範を取って、かつて先君が先王の法に則り政治を正しく行った結果、近隣諸國がみな殷に従ってきたために禍を免れたことを言い、この度も先君を見習うべきことを進言する。高宗はその忠告に素直に従った。すると、直ちにその成果が上がった。(歴史に範を取る入れ子構造)(⑦④③)

・このように歴史上の教訓を桓公に示しながら、鮑叔牙と隰朋二人の諫言は続く。日食が君主としての自分の過ちによることを覺った桓公は、改めて具体的にどうすればよいかを問う。かくして、二人は桓公の無軌道ぶりを次々と具體例を擧げて反省を求めるのである(⑧⑨⑩)

#### (4) 原文

①■<sup>\*2</sup>之<sup>\*3</sup>  (陸)<sup>\*4</sup>、級(隰)□(朋)與□(鮑)胥(叔)胥(牙<sup>\*5</sup>)從。日既<sup>\*6</sup>、公昏(問)二(士)夫<sup>=</sup>(大夫)<sup>\*7</sup>、日之飢<sup>\*8</sup>(食)也。害(曷)為<sup>\*9</sup>。□(鮑)胥(叔)胥(牙)□(答)<sup>\*10</sup>曰、星變子<sup>\*11</sup>。曰、爲齊<sup>\*12</sup>

競建内之<sup>\*13</sup>【①背】

⑤■言曰多<sup>\*14</sup>。□(鮑)胥(叔)胥(牙)□(答)曰、害暈(將)□(來)、暈(將)又(有)兵、又(有)息(憂)<sup>\*15</sup>於公身。公曰、狀(然)<sup>\*16</sup>則可斂(奪)彘(歟)<sup>\*17</sup>。級(隰)□(朋)□(答)曰、公身

⑥爲亡道<sup>\*18</sup>、<sup>\*19</sup>遠不(遷)於善而斂(奪)之、可虐(乎)於<sup>\*20</sup>。公曰、尚(甚)才<sup>\*21</sup>、虐(吾)不瀟(頼)<sup>\*22</sup>。二品(三)子不諦(責)恣(怒)<sup>\*23</sup>寡(寡)人至於□(使)<sup>\*24</sup>日飢(食)。□(鮑)胥(叔)胥(牙)

②兵(與)<sup>\*25</sup>級(隰)□(朋)曰、羣臣之臯也。昔高宗<sup>\*26</sup>祭、又(有)□(雒)於(彝)前<sup>\*27</sup>。□(詔)<sup>\*28</sup>祖已而昏(問)驪安(焉)曰、是何也。僂祖已□(答)曰、昔先君

⑦客王<sup>\*29</sup>、天不見禹(災)、□(地)不生龍(孽)<sup>\*30</sup>、則訴(祈)<sup>\*31</sup>

者（諸）禩（鬼）神曰、天□（地）盟（明）弃（棄）我矣<sup>\*32</sup>。從（近）臣不訐（諫）、遠者不方（謗）<sup>\*33</sup>、則攸（修）者（諸）向（鄉）<sup>\*34</sup>

④里。含（今）此<sup>\*35</sup>、祭之具（得）福者也。周（青）量之呂（以）寢（衰）**霽**（汲）<sup>\*36</sup>。既祭之遂（後）、安（焉）攸（修）先王之灋。高宗命佖（傅）鳶（說）<sup>\*37</sup>量之呂（以）

③祭。既祭、安（焉）命行先王之灋。□（發）**簠**古（慮）、行古□（作）。<sup>\*38</sup>□（發）□（作）者死、弗行者死<sup>\*39</sup>。不出三**耀**年、（逃）人之俘（附）者<sup>\*40</sup>七百

⑧邦。此能從善而達（去）<sup>\*41</sup>□（禍）<sup>\*42</sup>者。公曰、虐（吾）不智（知）元（其）爲不善也。含（今）內之不具（得）百生（姓）<sup>\*43</sup>、外之爲者（諸）侯（侯）□（笑）<sup>\*44</sup>。寡（寡）人之不

⑨剝（肖）<sup>\*45</sup>也、幾（豈）不二子之息（憂）也才（哉）<sup>\*46</sup>。佖（隰）□（朋）與□（鮑）胥（叔）胥（牙）皆拜、起（起）而言曰、公身爲亡道，進（雍）**明**芋（華）子、呂（以）馳於倪（郟）

⑩廷（市）<sup>\*47</sup>。迨（驅）迭（逐）旼（弋）**緇**<sup>\*48</sup>、亡（無）□（期）庀（度）<sup>\*49</sup>。或呂（以）□（豎）邕（刁）<sup>\*50</sup>弇（與）□（易）胥（牙）<sup>\*51</sup>爲相。二人也□（朋）□（黨）<sup>\*52</sup>、羣□（獸）<sup>\*53</sup>□（要）<sup>\*54</sup>□（朋）、取弇（與）<sup>\*55</sup>□（厭）公<sup>\*56</sup>、**彘**（殺）而**隳**（迷）[之]<sup>\*57</sup>。

#### （5）釋文（通用字に翻字）

①■之陸、隰朋與鮑叔牙從。日既。公問士大夫、「日之食也、曷為。」鮑叔牙答曰、「星變子。」曰、「爲齊

（缺簡）

⑤■言曰多。鮑叔牙答曰、「害將來、將有兵、有憂於公身。」公曰、「然則可奪歟。」隰朋答曰、「公身／⑥爲亡道。不遷於善而奪之，可乎哉。公曰、「尚（甚）哉、吾不賴。二三子、不責怒、寡人至於使日食。鮑叔牙／②與隰朋曰、「羣臣之臯也。昔高宗祭、有雉雊於彝前。詔祖已而問焉曰、『是何也。』祖已答曰、『昔、先君／⑦格王、天不見禹、地不生龍、則祈諸鬼神曰、天地罔弃我矣。近臣不諫、遠者不謗、則修諸鄉／④里。今、

此祭之得福者也。請量之以疏趾。』既祭之後焉、修先王之法。高宗命傳說量之以／③祭。既祭、焉命行先王之法、發古慮、行古作。發作者死、弗行者死。』不出三年、遯人之附者七百／⑧邦。此能從善而去禍者。公曰、「吾不知其爲不善也。今内之不得百姓、外之爲諸侯笑、寡人之不／⑨肖也。豈不二子之憂也哉。」隰朋與鮑叔牙皆拜、起而言曰、「公身爲亡道、雍孟華子、以馳於郕／⑩市、驅逐畋弋、無期度。或以豎刁與易牙爲相。二人也朋黨、羣獸要朋、取與厭。公覺而憐〔之（『鮑叔牙與隰朋之諫』④）〕。

競建内之【第1簡背】

### （6）訓読文

／①■陸に之く、隰朋と鮑叔牙と從う。日既く。公士大夫に問う、「日の食するは、曷ぞや。」と。鮑叔牙答えて曰く、「星子に變ずればなり。」と。曰く、「爲齊／…（缺簡）…／⑤■■言いて曰く、「多し。」と。鮑叔牙答へて曰く、「害將に來らんとし、將に兵有らんとす。憂い公の身に有らん。」と。公曰く、「然らば則ち奪るべきか。」と。隰朋答えて曰く、「公身ずから／⑥亡道を爲す。善に遷らずして之を奪るは、可ならんや」と。公曰く、「甚だしきかな、吾が無頼なること。二三子責怒せずして、寡人日食せしむるに至る。」と。鮑叔牙と／②隰朋と曰く、「羣臣の臯なり。昔、高宗祭りしとき、雉雛彝の前に有り。祖已を詔して問いて曰く、『是れ何ぞや。』』と。祖已答えて曰く、『昔、先君の／⑦格れる王は、天災を見さず、地孽を生ぜざれば、則ち諸を鬼神に祈りて、天地我を弃つる罔かれ、と曰ふ。近臣諫めず、遠者謗らざれば、則ち諸を郷／④里に修む。今、此れ祭の福を得んとすれば、請う之を量るに疏趾を以てし、既に祭れる後に、焉ち先王の法を修めよ。」と。高宗傳説に命じ、之を量するに祭りを以てす。／③既に祭り、焉ち命じて先王の法を行ひ、古慮を發し、古作を行う。發作する者は死し、行わざる者は死す。三年を出でずして、遯人の附せし者七百／⑧邦。此れ能く善に従いて禍を去る者なり」と。公曰く、「吾れ其の不善を爲せしを知らざるなり。今、内は之れ百姓を得ず、外は之れ諸侯の笑と爲るは、寡人の不／⑨肖なればなり。豈に二子の憂ひならざらんや。」と。隰朋と鮑叔牙と皆拜して、起ちて言いて曰く、「公身ずから亡道を爲す。孟華子を擁して、以て郕／⑩の市に馳せ、驅逐畋弋して、期度無し。或た豎刁と易牙とを以て相と爲す。二人や朋黨し、羣獸のごとく朋を要め、與を取り公を厭へ、殺して（之を）迷はす。／

競建之を内る（第1簡背）

### （7）口語訳

／①■が陸に行った。この時、隰朋と鮑叔牙とが（桓公の側に）付き従っていたが、皆既日食が起きた。（桓）公が士大夫らに、「日食が起きたが、これはどういうことか。」と問うた。鮑叔牙が答えて、「星が動いて齊の分野である北の方角に移動したからです。」と言った。（桓公が）言った、「爲齊）…（缺簡）…／⑤（■「多いのです。」と言った。鮑叔牙が答えて、「災害が今にも襲い、戦争が起きようとしています。（やがて

これらが) 悩み事となって公の御身に降りかかることでしょう。」と言った。(桓) 公は、「それならば、それらを祓い去らせることはできるだろうか。」と。隰朋が答えて、「公がご自身で／⑥無道をなしたのです。行いを改め善行を心掛けないままに祓い去らせようなどとしても(そのようなことは) できましようか」と言った。公は、「甚だしいことであったものだ、余は實に愚かであった。おまえたちがこのわしを叱りつけなかったために、寡人はこうして日食を起こさせることとなってしまったのだ。」と言った。

鮑叔牙と／②隰朋とは、「これは私ども臣下の責任です。その昔、(殷の) 高宗が祭祀を執り行った際に、雉が鳴きながら祭器の前にとまりました。(そこで高宗は) 祖己を召し寄せて、『これは一體どういうことか。』とお尋ねになりました。祖己はお答えて、『昔、先代の／⑦すぐれた王の御代、天が災いを示さず、大地が災いを示さなかつと、鬼神に祈りを捧げて、“天地よどうか私を見捨てないで欲しい”』と言いました。また近くの臣下たちが諫言せず、遠方の諸侯たちが批判してこなければ、(なおさらに) ご自身の土地で(政事を) 修めました。／④今ここで祭祀の見返りとして幸いを望まれるのでしたら、どうか雉の鳴き聲を占って、日食の祭が済んだ後、先王の残された法についてよく學ばれることでございます。』と申しました。(そうすると) 高宗は(さっそく) 傳説に命じて、／③雉の鳴き聲をよく占って日食の祭を執り行い、先王が遺された法を執行し、伝統を復活し、故實に倣ってことを取り仕切るよう命じました。そして新規なことをやろうとする者を死罪とし、故實に従わない者も死罪としました。<sup>\*58</sup>すると3年も経たないうちに、遠方の人々で付き従おうとする者が700カ國に達しました。／⑧彼こそは巧みに善を行って災いを退けた人物なのであります。」と言った。

公は、「余は自分のなしてきた不善に氣附かなかった。今となって國內では人々の支持が得られず、國外では諸侯の笑い者となってしまっていたのは、／⑨寡人が不肖だったからなのだ。どうしてお二人が悩んでおられないことがあったろう。(余はこのことにもっと早く氣附くべきであった)。』と言った。隰朋と鮑叔牙はそろって拝礼してから立ち上がって言った。「公はご自身で無道な振る舞いをしてこられました。たとえば(寵愛する) 孟華子を抱きかかえながら、<sup>けい</sup> 郟の町の市場を馬車で駆け抜けたたり、／⑩馬を馳せながら狩りをして、その限度というものがありませんでした。そのうえ<sup>じゅちよう</sup> 豎刁と易牙のふたりを大臣に召し抱えました<sup>\*59</sup>。すると彼らは結託して、獸が仲間を呼び合うように徒黨を組み、仲間を集めて公を押さえつけ、國政を惑亂させたのであります。(『鮑叔牙與隰朋之諫』第4簡に接續する。)

競建がこの書を獻納した。

(本稿は、2006年12月16日に東京大學で開催された第26回上海博楚簡研究會における報告を骨子としている。)

\*1 李學勤 85 では原釋に従い、やはり⑦を⑧の前に置くべきであると前説を修正した。

\*2 ■：一字分殘欠。

\*3 之：原釋は「王」字。魯家亮 01 は、「此字已殘、無法識別、當存疑」と言う。「之」字の下の横画が殘った可能性が高い。補遺 9 も同様な推測をしている。

\*4  (陸)：原釋は、「□」に隸定し、『説文』辵部に「逐、追也、从辵、豕省聲」とあるのに従い、「逐」に讀む。陳劍 07 は、これを「壘」に隸定する。陳偉 11 は、「陸」に讀み、さらに上字を「二」に讀んで、二陸、すなわち隰朋と鮑叔牙を指す當時の特殊な表現方法だったのではないかという。

陳劍 07 のように「陸」字とすれば、注 2 と併せ考えることにより、本簡冒頭 3 字は「公之陸」（公陸に之く）であった可能性がある。このように解釋すると、「陸」は齊の地名であったのかも知れない。『孟子』公孫丑下篇に「孟子之平陸」とあり、この趙岐注に「平陸、齊之邑也」とあることから、戦國時代齊地には「平陸」という地名があったことが分かる。但し、『管子』『晏子春秋』にこの地名は見えない。今、「陸」に讀む。

\*5 級□與□𠄎𠄎：原釋は、「隰朋與鮑叔牙」に讀む。なお、第⑤簡の「汲」、第⑨簡の「𠄎」もみな、隰朋の「隰」字に讀むべきと言い、「及」と「𠄎」はともに緝韻に屬することを理由とする。「□」は「朋」に讀むとし、戦國文字は「土」の字を加えることが多いという。「□」は「从革、缶聲」で「鮑」字に讀み、「𠄎」は、「𠄎」の下に「口」を増した形で、「𠄎」は金文では「叔」に讀んでいる、ことなどを言う。今、原釋に従う。

隰朋は、管仲とともに桓公に仕えた人物。立ち居振る舞いに威嚴があり、辯舌にすぐれていたのので、外交を司った。『管子』大匡篇に「隰朋聰明捷給…」とあり、小匡篇に「其相曰夷吾。大夫曰寧戚・隰朋・賓胥無・鮑叔牙、用此五子」「管仲曰、升降揖讓、進退閑習、辯辭之剛柔、臣不如隰朋。請立爲大行。…臣不如寧戚、請立爲大司。…臣不如王子城父、請立爲大司馬。…不如賓胥無、請立爲大司理。…臣不如東郭牙。請立以爲大諫之官。此五子者、夷吾一不如」とあり、また戒篇に「管仲對曰、隰朋可朋之爲人、…且朋之爲人也、…大仁也哉其朋乎」「管仲又言曰…今夫易牙子之不能愛、將安能愛君。君必去之、公曰諾。管子又言曰、…今夫豎刁其身之不愛、焉能愛君。君必去之。公曰諾。…管子遂卒。卒十月、隰朋亦卒。」とある。

鮑叔牙は、管仲と幼なじみであった。後、管仲は公子糾の傅となり、鮑叔牙は公子小白の傅となって敵對した。後、公子小白が公子糾を滅ぼして、亡命先の莒から齊に戻り桓公として即位した際、管仲の才覺の自分より優れていることを知っていた鮑叔牙は、管仲を宰相として推薦した。後、管仲は、「私を生んだのは母だが、私を知っているのは鮑叔牙である」と言って、二人の交友は終生續いた。「管鮑の交わり」の故事として有名。『史記』齊太公世家に「桓公既得管仲、與鮑叔、隰朋、高傒修齊國政…」とある。

以上のことから、鮑叔牙も隰朋もともに桓公に仕えていた有力な臣下であったことが

わかる。

\*6 **日既**：「既」は盡きるの意。「日既」は、太陽が盡く見えなくなったの意。皆既日食のこと。以下は、『左傳』における日食の記事である。（ゴシックは、齊桓公の在位期間中に発生した日食。）

隱公（經）三年、春。王二月、己巳。日有食之。

桓公（經）三年、秋。七月、壬辰朔。日有食之、既。

桓公（經）十七年、冬。十月朔。日有食之。（傳）十七年、冬。十月朔。日有食之。不書日、官失之也。天子有日官，諸侯有日御。日官居卿以底日、禮也。日御不失日、以授百官于朝。

**莊公（經）十八年、春。王三月。日有食之。**

**莊公（經）二五年、夏。六月辛未朔。日有食之。鼓、用牲于社。（傳）二五年、夏。**

**六月辛未朔。日有食之。鼓、用牲于社、非常也。唯正月之朔、慝未作、日有食之。於是乎用幣于社、伐鼓于朝。**

**莊公（經）二六年、冬。十有二月癸亥朔、日有食之。**

**莊公（經）三十年、九月庚午朔。日有食之。鼓、用牲于社。**

**僖公（經）五年、九月戊申朔。日有食之。**

**僖公（經）十二年、春。王三月庚午。日有食之。**

**僖公（經）十五年、夏。五月。日有食之。（傳）十五年、夏。五月。日有食之。不書朔與日、官失之也。**

文公（經）二年、二月癸亥。日有食之。

文公（經）十五年、六月辛丑朔。日有食之。鼓、用牲于社。（傳）十五年、六月辛丑朔。日有食之。鼓、用牲于社、非禮也。日有食之、天子不舉、伐鼓于社。諸侯用幣于社、伐鼓于朝、以昭事神、訓民、事君、示有等威、古之道也。

宣公（經）八年、秋。七月甲子、日有食之、既。

宣公（經）十年、夏。四月丙辰、日有食之。

宣公（經）十七年。六月癸卯、日有食之。

成公（經）十六年。六月丙寅朔。日有食之。

成公（經）十七年。十有二月丁巳朔、日有食之。

襄公（經）十四年。二月乙未朔、日有食之。

襄公（經）十五年。秋。八月丁巳、日有食之。

襄公（經）二十年。冬。十月丙辰朔。日有食之。

襄公（經）二十一年。九月庚戌朔。日有食之。

襄公（經）二十一年。冬、十月庚辰朔。日有食之。

襄公（經）二十三年。春。王二月。癸酉朔。日有食之。

襄公（經）二十四年。秋。七月甲子朔。日有食之、既。

襄公（經）二十四年。八月癸巳朔、日有食之。

襄公（經）二十七年。冬。十有二月乙亥朔。日有食之。（傳）二十七年。十一月乙亥朔。日有食之。辰在申。司歷過也。再失閏矣。

昭公（經）七年。夏。四月、甲辰朔。日有食之。（傳）七年。夏。四月甲辰朔、日有

食之。晉侯問於士文伯曰、「誰將當日食」。對曰、「魯・衛惡之。衛大、魯小」。公曰、「何故」。對曰、「去衛地如魯地。於是而有災。魯實受之。其大咎其衛君乎。魯將上卿」。公曰、「『詩』所謂“彼日而食。于何不臧”者、何也」。對曰、「不善政之謂也。國無政、不用善、則自取謫于日月之災、故政不可不慎也。務三而已。一曰擇人、二曰因民、三曰從時。」（傳）七年。十一月。季武子卒。晉侯謂伯瑕曰、「吾所問日食、從矣。可常乎」。對曰、「不可。六物不同、民心不壹、事序不類、官職不則、同始異終、胡可常也。『詩』曰、“或燕燕居息、或憔悴事國”、其異終也、如是。」公曰、「何謂六物」。對曰、「歲・時・日・月・星・辰、是謂也」。公曰、「多語寡人辰而莫同、何謂辰。」對曰、「日月之會是謂辰、故以配日」。

昭公（經）十五年。六月丁巳朔。日有食之。

昭公（經）十七年。夏。六月甲戌朔。日有食之。冬。有星孛于大辰。（傳）十七年。夏。六月。甲戌朔。日有食之。祝史請所用幣。昭子曰、「日有食之。天子不舉、伐鼓於社。諸侯用幣於社、伐鼓於朝、禮也」。平子禦之曰、「止也。唯正月朔、慝未作、日有食之。於是乎有伐鼓用幣、禮也。其餘則否」。大史曰、「在此月也。日過分而未至、三辰有災。於是乎百官降物。君不舉、辟移時。樂奏鼓、祝用幣、史用辭。故『夏書』曰、“辰不集于房、瞽奏鼓、騫夫馳、庶人走”。此月朔之謂也。當夏四月、是謂孟夏」。平子弗從。昭子退曰、「夫子將有異志、不君君矣」。

昭公（經）二十一年。秋。七月壬午朔。日有食之。（傳）二十一年。秋。七月壬午朔。日有食之。公問於梓慎曰、「是何物也。禍福何爲」。對曰、「二至二分、日有食之、不爲災。日月之行也。分、同道也。至、相過也。其他月則爲災、陽不克也、故常爲水」。於是叔輒哭日食。昭子曰、「子叔將死、非所哭也」。八月，叔輒卒。

昭公（經）二十二年。十有二月、癸酉朔。日有食之。

昭公（經）二十四年。夏。五月乙未朔。日有食之。（傳）二十四年。夏。五月乙未朔。日有食之。梓慎曰、「將水」。昭子曰、「旱也。日過分而陽猶不克、克必甚、能無旱乎。陽不克莫、將積聚也」。

昭公（經）三十一年。十有二月辛亥朔。日有食之。（傳）三十一年。十二月辛亥朔。日有食之。是夜也、趙簡子夢童子羸而轉以歌。且占諸史墨曰、「吾夢如是。今而日食、何也」。對曰、「六年及此月也、吳其入郢乎。終亦弗克。入郢必以庚辰、日月在辰尾。庚午之日、日始有謫。火勝金，故弗克。」

定公（經）五年。春。三月辛亥朔。日有食之。

定公（經）十二年。十有一月丙寅朔。日有食之。

定公（經）十五年。八月庚辰朔。日有食之。

哀公（經）十四年。五月庚申朔、日有食之。

春秋 242 年間の間に 27 回の日食記事を数えることができる、そのうち 9 度の日食には傳が附されている。上記のうち、齊・桓公在位中（B.C.685 ~ B.C.643）の魯地における日食は、7 回観測され、そのうち 2 回の日食に傳が附されているが、皆既日食の記事はない。

閻平凡 61 は、李學勤のことばとして、「篇中の日食記事は計算によると史實に合わない、すべてを信じることはできない」を引いて、『春秋』による限りこれを史實で

あったとする確證は得られないと言う。

なお陳炫璋 78 は、劉次沅・馬莉萍『夏商周斷代工程叢書-中國歷史日食典』（世界図書出版公司 2006）に基づいて、僖公五年（すなわち桓公三十一年）の日食は「齊魯地区剛好在中心食滯、且皆爲日全食」であったとして、本テキストの記載と符合すると言う。皆既日食が確かにこの年に起きていたとしても、この本テキストの物語が史實であることを直ちに証明することにはなるまい。

\*7 公昏（問）二（士）夫＝（大夫）：底本は、「夫＝」を大夫の合文とし、「公問二大夫」に讀むべきとする。こうすると、鮑叔牙と隰朋の二人を指していることになる。何有祖 03 は、立て畫が薄く残っていること、また『曹沫之陳』39 號簡と同じであることから、「二」ではなく「士」に讀むべきであると言う。今、何有祖 03 に従う。

\*8 日之飢也：「飢」は「食」と同じで、日食のこと。

\*9 害（曷）爲：原釋は、「害」は「曷」と同じで、「何」の意であるとする。であれば「日之食也、曷爲」は、「曷爲日之食也（なんすれぞひのしょくするや）」の語順になるべきであろう。そこでここでは「爲」を「焉」と同様の文末の疑問の助字に解して、「曷ぞや」訓讀しておいた。

\*10 口（答）：原釋が、「口」は「答」の古文で、「从言、合聲」で、「合」は「答」であるとするのに従う。

\*11 星變子：陳劍 07 は「變」を「辯」に讀み、林志鵬 17 は「使」に讀む。陳偉 11 は原釋に従ったうえで、「星變」とは「日變・月變」などと同様に、「星辰之異象」のことであるとと言う。今、原釋のままとする。

「子」については、陳偉 11 は、「子」と「災」は通假しているから、「災」に讀むことができるという。季旭昇 52 は、「子」を星宮の子の位のこと、星が齊の分野である子の方角において變化があったという意味に解したうえで、正しくは「星變於子」と記述すべきであり、原文のままでは文法上やや問題ありと言う。

『晏子春秋』諫上二十一章では齊は虚宿にありといい、『漢書』地理志では虚宿と危宿にあったという説に従えば、齊の國はこの二十八宿中の北、すなわち「子」の方角に当たっていたとしてよい。季旭昇 52 に従い譯す。

なお閻平凡 61 は、「星」は「生」に通じ、「子」は「公」の誤寫かも知れないと言うが取らない。

\*12 爲齊：文意未詳。原釋は、第②簡に接續させて、「爲齊兵…」（齊で戰爭を起こす）と讀むが取らない。第②簡の冒頭の文字を「兵」と讀むのが誤りだからである。第①簡と第⑤簡の間は欠簡であると考えられるので、この 2 字に始まる文章がどのようなものであったかは不明であるが、文脈から判断すれば、桓公が鮑叔牙の應答を得て、齊國にとって具體的にどのような影響が想定されるかを質問したものと考えられる。

\*13 競建内之：原釋は、これを篇題とし、「競建」とは、國の大事を君主に向かって進言することの意に、「内之」を『呂氏春秋』恃君篇の「忠臣廉士、内之則諫其君之過也」の意に釋している。陳劍 07 は、背面に書かれたこの 4 字の筆跡が表面のそれとは全く異なることを先ず指摘したうえで、「競建」とは楚の王族屈・昭・景氏のうちの「景」氏のこと、楚人の名であろうから、それが齊國の説話の題になることはあり得

ないとして題名ではなかろうと推理する。そのうえ本篇と「鮑叔牙與隰朋之諫」とは本来連続するひとつの篇であったことは明らかであるから、この点からも篇題とは見なし難い、と言う。

林志鵬 17 は、この 4 字は史官が校讐を終えた後書庫に収蔵する際の署名あったろうとし、殷代の甲骨にも卜辭の他に、納貢・収蔵を記録する意味の「某入若干」「某來若干」、「某示若干」などと言った書き込みがあることを傍證とする。

許無咎 18 は、「競建」人名説を肯定したうえで、「内之」を「入之」に読み、この文書を管理していた者が書き記したものであって、篇題ではあり得ないと、ほぼ同様なことを言う。

李銳 62 は、包山楚簡中にも「～～内（納）氏（是）等」の書き込みがあることから、この書籍を交納した者の名が記されているのであろうと言う。

従うべきであろう。

\*14 ■■言日多：2 字分の殘欠。原釋は、第④簡に接續させて、「量之以て言いて曰く」と讀むが取らない。第①簡と第⑤簡の間に缺簡ありと想定して、この 3 字餘意味不詳とする。

\*15 𢇛（憂）：原釋が、「𢇛」字について、『説文繫傳』に「𢇛、愁也。从心、頁聲」とあることから、「憂」の本字であろうとするのに従う。

\*16 𢇛（然）：原釋が、「𢇛」は「然」の假借字であるとするのに従う。

\*17 可𢇛（脱）𢇛（𢇛）：原釋は、「𢇛」は「奪」、「𢇛」は「𢇛」であるとする。陳劍 07 他は、「𢇛」字を「説」に讀むべきという。なお閻平凡 61 及び李學勤 75 は、『周礼』太祝篇中の六祈のひとつ「説」のことで、『尚書』金縢篇・『墨子』兼愛下篇などにも見えているとして、名詞としては祈禱の詞、動詞としては祈禱することの意であるとし、この場合は、桓公が祈禱することで日食が豫告する災いを免れることができるかどうかを尋ねたのとだと解する。林志鵬 81 も同様。その可能性も捨てがたいが、原釋に従っておく。「奪」は解くの意として、兵乱等の災禍を齊の地から取り除く、すなわちそれらを祓い去る、と解することもできるからである。

\*18 亡道：「無道」に同じ。『漢書』五行志に「季氏亡道久矣」の用例があるものの、先秦古籍にはこの意味での用例はない。

\*19 不𢇛（遷）於善：「𢇛」は、原釋は「从辵、𢇛聲、疑踐之異文」として、「踐」に讀む。陳劍 07 は、「遷」に讀むべきとする。どちらを取っても意味は通じるが、陳劍 07 に従っておく。

\*20 可𢇛（𢇛）於：原釋は、「可𢇛乎」に讀んでいるが、そもそも「𢇛」は「乎」に讀むべきであろう。また陳劍 07 は、「於」字を「哉」に讀むべきであるという。陳劍 07 に従い「可乎哉」として、「可能であろうか」の意に讀んでおく。なお、「於」字は文字と文字の間の空白部にやや小さい字で書き込まれていることもその推定を助ける。

\*21 尚才：原釋は、「尚」を「當」の假借であると言い、何有祖 03 はこれを「甚」に讀み、楊澤生 15 は「傷」に讀む。「才」は「哉」である。原釋はこれを「在」に讀むべきという。

今、何有祖 03 に従い、「甚しいかな」の意に讀む。文字通りに讀めば、「尚ひさしいかな。」となる。『楚文字編』272 頁参照。

なお閻平凡 61 は、「尚」を「當」に讀むべきと言う。

\*22 虚（吾）不瀟（頼）：「虚」は「吾」に讀む。「瀟」字を、原釋は「漫」に讀んで放縱の意であると言ひ、季旭昇 02・何有祖 03・陳劍 07 は「頼」（＝恃む）に讀み、唐洪志 31 は「勵」（励ます）に讀み、閻平凡 61 は「邁」或いは「勵」に讀み、「勉」の義であることを言う。

陳偉 11 は、この 3 字で斷句して、「不頼」を「無頼」に讀み、『史記』張釋之馮唐列傳にこの用例があり、集解はこれに「才無可恃」と注していることを根據に、才能の欠乏しているの意に釋すべきであると言う。陳偉 11 に従い「わたしは愚かであった」と譯しておく。

なお『孟子』告子上篇に「富歲子弟多頼、凶歲子弟多暴」とあり、この趙岐注に「頼、善也」とあるのによれば、「わたしは不善であった」の意になるが、どちらを取っても意味は通じるであろう。

\*23 二品（三）子不諦（責）忤（怒）：「二品子」は、原釋は「二三子」と讀むべきであると言う。なお、この後にカギ型の書き込みがあるが、句讀點であるかどうかは不明。陳偉 11 は、こうした符號を必ずしも句讀點として扱うべきでないと言う。とすると、次の文の冒頭に「二三子」が来ていることになる。また、陳偉 11 は、「諦」を「責」に釋すことを前提にするならば、「忤」を「怒」ではなく「怒」に讀むべきであると言う。「責怒」は「母数責怒、性不能悛改」（『列女傳』湯母傳）などの用例もあるからとする。

なお閻平凡 61 は「諦」を「謫」に讀み「責」の義であること、「忤」を「怒」に讀むことなどを言う。

「二三子責怒せず」と讀み、「おまえたちが叱らなかつた」と解しておく。

\*24 □：原釋は「變」に讀むが、陳劍 07 が「使」に讀むのに従う

\*25



（與）：原釋は本字を「兵」に隸定したために編聯が狂つたのであろう。魯家亮 01 は、「與」に隸定すべきことを言ひ、簡①と簡②の間に缺簡の可能性を指摘する。林志鵬 17 は「擧」に讀むべきと言う。今、魯何亮 01 に従う。

\*26 昔高宗…：殷の高宗のこと。『尚書』高宗彤日篇に次のようにある（全文）。

序 高宗祭成湯。有飛雉升鼎耳而雊。祖己訓諸王。作高宗彤日、高宗之訓。

高宗彤日、越有雊雉。祖己曰、「惟先格王正厥事。」乃訓于王曰、「惟天監下民、典厥義。降年有永有不永。非天天民（民）中絕命。民有不若德不聽罪、天既孚命、正厥德、乃曰、『其如台。』嗚呼、王司敬民、罔非天胤。典祀無豐于呢。」

（序 高宗（＝武丁）成湯（＝湯王）を祭る。飛ぶ雉まじの鼎耳ていじにのぼりてなく有り。祖己おし諸を王に訓う。[後人がそのことを追述して]高宗彤日・高宗之訓こうそうようじつ こうそうしゅんを作る。

高宗の彤日 [の祭りを行ったとき] に、越にこく雉な有り。祖己曰く、「惟れ先づ王に格つ

げて、厥その事を正つがさどさん」と。乃ち王に訓おしえて曰く、「惟れ天、下民を監かんがみて、厥の義を典くだる。年を降くだすに永くき有り永くからざる有り。天の民を夭そして命を中絶ふするに非そず。民徳に若したわらず、罪を聴きかざる有れば、天既それ命を孚ふし、厥の徳を正そして、乃ち曰く、『其いれ如かん台』と。嗚呼、王つ司つぎて民を敬てんしんするもの、天胤てんしん（＝天の子孫）に非なざるは罔てんしし。典祀てんし（＝經常の祖先祭祀）呢じつ（＝父廟の祭祀）に豊じつかにすること無じつかれ。」と。）

なお、この篇は顧頡剛・張西堂らは東周間の作とし、池田末利も「恐らくその通りであろうという」という（全釋漢文大系 11 池田末利著『尚書』 216-217 頁参照）。なお、訓讀も池田譯に依った。

また、『史記』殷本紀にも、

帝武丁祭成湯、明日、有飛雉登鼎耳而鳴。武丁懼。祖己曰、「王勿憂、先修政事」。祖己乃訓王曰、「惟天監下、典厥義。降年有永有不永、非夭夭民、中絶其命。民有不若徳、不聴罪、天既附命正厥徳、乃曰、「其奈何」。嗚呼。王嗣敬民、罔非天繼、常祀毋禮于弃道」。武丁修政行徳、天下咸驩、殷道復興。

とほぼ同文がある。

高宗が成湯を祭祀したおり、雉が飛んできて祭器である鼎に止まって鳴き、これを不審に思った高宗が祖己を呼び出して教えを請うたところまでは同じであるが、『尚書』や『史記』では、祖己が武丁（高宗）に對し、天命をよく守って民を治めるべきことそうすれば天は決して災いしないことなどをなどを訓戒したことになる。ところが本テキストでは、譯文にあるように、天や鬼神への祭祀を怠ってはならないこと、またそれと同時に古来の傳統に則った政治を忠實に行うべきことを祖己は高宗（武丁）に諭したことになる。大筋では共通していると言えるが、本テキストの方が遙かに内容が具體的で詳細であることがわかる。

\*27 又（有）𪛗（口）口（雉）於𪛗（彝）前：原釋は、「𪛗」字を「口」に讀み、「雉」と同じとし、「口」は「雉」（コ、雉の雄が鳴く意）に讀み、「雉口」で「雄鷄鳴也」と言う。（雄鷄は「雄雉」の誤り。）

魯家亮 01 は、「」を「於」字に隸定するのは誤りで「爲」字に讀むべきと言うが、季旭昇 52 も  指摘する通り、「於」字でよい。

「𪛗」字について、原釋は「待考」とするが、季旭昇 02 はこれを「示」もしくは「祇」に讀み、神前の意味であろうと言う。陳劍 07 は、これを「彝」に讀む。「彝」は宗廟に供える祭器。

范常喜 08、劉樂賢 09、林志鵬 17、許無咎 18 はこの陳劍說を支持し、季旭昇 52 は、自說を退け陳劍說に従っている。

今、陳劍說に従う。

なお、閻平凡 61 は、これを「尸」に讀むべきと言う。

\*28 口（詔）：原釋は、「口」は「譟（セ）」の省字で、「專一に教える」の意である言う。

陳劍 07 は、「詔」に釋し「召」の意と言う。林志鵬 17 はこの陳劍 07 に従っている。許無咎 18 は「旬」に従う字と「巽」に従う字は古く通假したとして「詢」に讀む。

「詢」は問う、意見を聞くの意である。

今、陳劍 07 に従う。

\*29 客王：陳劍 07 は、「《尚書・高宗彤日》：“高宗彤日，越有雝雝。祖己曰：‘惟先格王，正厥事。’乃訓于王曰……。”此簡 2 與簡 7 連讀爲“昔先君客（格）王”之證。《高宗彤日》的“格王”如何解釋古今異說甚多（參看顧頡剛、劉起鈞著《尚書校釋譯論》第二冊 1001～1003 頁，中華書局，2005 年 4 月），多以“王”爲祖己所訓的時王，與簡文“昔先君格王”明以“王”爲時王以前之先王不合。」と言って、「客王」を「格王」に讀むが、意味は特定できないとする。またこの一文のあることが、簡 2 から簡 7 に續くことの證據であるとす。

林志鵬 17 は陳劍 07 を高見と評価したうえで、「格」字を「告」の意とする。今、陳劍 07 説に従う。

\*30 天不見禹、口（地）不生龍（孽）：原釋は、句意が『春秋繁露』必仁且知篇の「莊王曰、（蘇輿は、この 3 字を「（楚）莊王以」に改めるべきとする。従うべきであろう。）天不見災、地不見孽、則禱之於山川曰、天其將亡豫耶、不說吾誤、極吾罪也」とあるのに似ると言う。つまり、楚莊王は、天地が何らの災害も下さないのか、かえってこれを天が自分を滅ぼそうとしていることの豫兆ではないかと疑って、山川の神々に祈りを捧げて、「天が自分の誤りを指摘することなく、直ちに斷罪しようとしているのではないか」と言っていたのと同様なことを述べていると解するのである。

季旭昇 02 は「本句之「禹」疑 𪔐 爲（災害的「害」的本字）省。原考釋所隸「龍」字，與楚系文字所見「龍」字不合，當非。字從它、𠄎、月，如以「月」爲聲符，則此字可讀爲「孽」，月、孽二字上古音同在疑紐月部。從「它」則可視爲義符，古人以「它（蛇）」爲一種災害。」と言う。陳劍 07 も、この季旭昇 02 に従っている。天地が災害を發生させなかったと解しておく。

李學勤 85 は、この一句は『尚書』堯典と関係があるとして、堯の後、帝位を繼いだ舜が、禹を司空に、棄を后稷に、契を司徒に、皋陶を士に、垂を共工に、益を虞に、伯夷を秩宗に、夔を典樂に、龍を納言に、それぞれ任命して、彼らが九官と稱されていたことを踏まえて、ここに見える「禹」と「龍」は、まさしくその九官役としてのふたりを代表しており、天地がこれら補佐役を生じないのは、武丁の事業が成功し難いこと、すなわち天地が彼を見放したことを言おうとするものであるという。従って、「禹」と「龍」は九官を代表しているものの、必ずしも舜の補佐役としての九官に限定されるわけではないということであろうか。「禹」と「龍」のそうした用例は他にも見出されるのであればよいが、些か疑問とせざるを得ないものの、興味深い見解である。さらに彼は、その根據として、本テキストが前 300 年前後に書寫されたとすればちょうど『孟子』萬章上が堯典を引用しているのとはほぼ同時期の作となり、本テキストが堯典を引用していても奇怪ではない、と言う。

\*31 訢（祈）：季旭昇 02 は、原釋の隸定は誤植で、右傍の「斥」は「斤」に改めるべきとする。「訢」は「祈」に同じ。

\*32 天口（地）盟（明）弃（棄）我矣：林志鵬 17 は、「明棄」の語が『戰國策』燕策に

見えること、また『書經』洛誥に「明保」の語が見えることから、二つの語は對語であると言う。

楊澤生 24 は、「盟」字諸家從整理者讀作“明”，我們懷疑讀作“罔”。“盟”和“罔”古音均屬明母陽部字，自可相通。“罔”常用在動詞謂語前面表示勸阻義，相當於現在說的“不要”，如偽古文《尚書·大禹謨》：“益曰：‘吁！戒哉！儆戒無虞，罔失法度，罔游于逸，罔淫于樂。任賢勿貳，去邪勿疑。疑謀勿成，百志惟熙。罔違道以干百姓之譽，罔拂百姓以從己之欲。無怠無荒，四夷來王。’”簡文“盟”讀爲“罔”即當不要講，“天地不要弃我”正是所祈的內容。雖然“天不見害，地不生孽”，但日常祈禱的功課還是要做，這大概是可以理解的。」と言って、「盟」字を「明」にではなく、「罔」字に讀むべきだという。意味のうえからも楊澤生 24 に従うのがよい。

\*33 從(近)臣不訐(諫)、遠者不方(謗)：季旭昇 02 は、「從臣不訐、遠者不謗」に讀むべきとし、「訐」とは、攻訐、すなわち譏り悪口を言う意で、「謗」は誹謗することだと言う。ただ、「諫」字に讀むことも可能だとしている。何有祖 03 は、「諫」に讀んでいる。

何有祖 03 は、「從」字を「近」に隸定して讀むべきだと言う。そう讀むと、「遠」と「近」で對になる。陳劍 07 は何有祖 03 を是としている。

許無咎 18 は、『論語』憲問に「子貢方人」とあり、『經典釋文』は、「鄭本作謗、謂言人之過惡」と言っていることを引いて、何有祖 04 を傍證する。

今、何有祖に従い「訐」字を「諫」と讀み、季旭昇 02 に従い「方」字を「謗」に讀む。

\*34 攸(修)者(諸)向(郷)：原釋が、「攸」を「修」字に讀み、「向」を「郷」の假借とするのに従う。

\*35 含(今)此：原釋は、青銅器の銘文「含□方壯」を「今余方壯」と讀む例を引いて、「含」は「今」と讀めると言う。

\*36 周(青)量之目(以)寢(汲)：原釋は、「量之」を人名とし、「寢」を川の名とし、「**汲**」を「汲」と讀み「汲々爲不休息」の様子で、つまり「量之なる人物が汲々として休みなく川のほとりにいること」を言うと解している。

何有祖 03 は、「寢」字にではなく、「衰」字に隸定すべきと言う。

陳劍 07 は、「周」を「青」字に隸定し直し、「請」の意に讀むべきとする。今、陳説に従う。

また「量」字について、陳劍 07 は、九店M 56 の所謂「告武夷簡」中に見える「□」字と同義であるというが、「□」の意味は不明である。ひとまず「ハカル」と訓んでおく。

楊澤生 15 は、「**汲**」について、古書では「合」に从う字と「及」に从う字とは通假するとして「給」に讀むべきと言う。

林志鵬 17 は、何有祖説を是として、以下のように言う。

…此句「以」訓爲「用」，作爲介詞可介出祈禳所用方法或物品。頗疑「衰汲(下從舟)」讀爲「疏趾」爲祭祀時對雉牲的美稱，與上文「擒此(指雉)祭之」呼應。

《禮記・曲禮下》：「凡祭宗廟之禮……雉曰疏趾。」孔《疏》：「雉肥則兩足開張，趾相去疏」《獨斷》：「凡祭，號性物異於人者，所以尊鬼神也。」上古音「疏」爲生母魚部字，而「衰」字有三讀音：「衰（後作「蓑」）衣」之「衰」爲心母字；訓爲「等差」及「衰絰」之「衰」爲清母字；訓爲「衰退」、「衰弱」之「衰」則爲生母字，與「疏」聲母相同。古音學家一般將從「衰」之字歸入脂部或微部，嚴可均則歸入歌部。若「衰」爲歌部字，則可與魚部「疏」字通。歌、魚二部字古通，如《周禮・春官・典瑞》：「疏璧琮以斂尸」鄭《注》：「鄭司農讀爲沙」，沙爲歌部字。上古音「汲」爲見母緝部字，「趾」爲章母之部字，聲韻似遠隔，但「之」、「緝」二部主要元音相同，而嚴可均、章太炎曾主張幽部與侵、緝二部可通轉，而古音蒸部與侵部關係密切（之、幽二部旁轉；之、蒸及緝、侵爲陰陽對轉），由此看來，之部與緝部字並非絕不可通。楊澤生釋此二字爲「衰給」，謂「衰」訓等差，「給」爲供給之祭品；惟未見文獻有「衰給」之用法，且「量（楊氏讀爲稱量字）之以衰給」已有「量」字，「量之以給」語意已足，似不需再著「衰」字。

今、「衰汲」に讀んで、「疏趾」すなわち、祭祀に用いる犠牲の雉の美稱と解する林志鵬 17 に従う。

\*37 佖（傳）鳶（説）：原釋が、「佖鳶」とは『尚書』説命篇に登場する商代の高宗に仕えた賢相、傳説のことであるとするとするのに従う。

傳説については『史記』殷本紀によれば、次のような傳説が傳わっている。

帝小乙崩、子帝武丁立。帝武丁即位、思復興殷、而未得其佐。三年不言、政事決定於冢宰、以觀國風。武丁夜夢得聖人、名曰説。以夢所見視群臣百吏、皆非也。於是迺使百工營求之野、得説於傅險中。是時説爲胥靡、築於傅險。見於武丁、武丁曰是也。得而與之語、果聖人、舉以爲相、殷國大治。故遂以傅險姓之、號曰傅説。

武丁に見いだされた傳説は、宰相として武丁を助け、その結果殷は大いに治まったというのである。傳世文献では、傳説のことは『墨子』『孟子』『楚辭』『呂氏春秋』『説苑』などにも見えるが、その内容は在野の賢人が王に見いだされその優れた能力を發揮することがきたという賢人譚のひとつとして見えているに過ぎず、その中で傳説の業績を具體的に述べるのは『尚書』僞古文「説命」のみである。今その中から傳説が武丁に教えている個所を引用しておこう。

人求多聞、時惟建事。學于古訓、乃有獲。事不師古、以克永世、匪説攸聞。惟學遜志、務時敏、厥修乃來。允懷于茲、道積于厥躬。…監于先王成憲、其永無愆。…

（人多聞を求めて、時れ 惟 ち事を建つ。古訓に學びて、乃ち獲る有り。事 古 を師とせずして、以て克く世を永くするは、説の聞く 攸 に匪ず。惟れ學びて志を遜り、時に敏ならんと務むれば、厥の修乃ち來る。 允 茲に懷えば、道 厥の躬に積る。…先王の成憲に監みれば、其れ永く 愆 こと無からん。…）

とある。古訓（古来の教え）に忠實であってこそ治世の實が得られること、その反對に故實を學ばなければながくその地位に止まることはできないことを言う傳説の言葉は、本テキストで鮑叔牙と隰朋の口を通して語られる傳説の業績とほぼ共通していると言えるのであるが、本テキストの叙述の方が遙かに具體的であることから、この僞古文「説

命」を典拠としていたとは言い難いのである。それでは、本テキストはいかなる傳承を踏まえていたのであろうか、これが問題となるのであるが、現在のところこれを説明する糸口は未詳である。ただ、本テキストが『書』に曰く、云々と、『尚書』からの引用として高宗・傳説傳説を述べていない點は大いに注意してよい。

\*38 □ (發) 古 簾 (慮)、行古□ (作)。: 原釋は「□」字を「廢」に讀み、『説文通訓定聲』の「廢、假借爲發」の解釋を引き、「發」の意に釋し、また「**簾**」を「慮」に讀み、『説文解字』の「虎不柔不信也、从虎、且聲」の段玉裁注「剛暴矯詐」説を引く。

季旭昇 02 は、これを「慮」に讀むべきと言う。

林志鵬 17 は、これを「虎」の省聲であるとして「度」に讀むべきではないかと言い、二つの「古」字は「故」と讀むべきであると言う。

許無咎 18 は、該字を「筩」に讀み、「原文從竹从慮聲、呂・慮古音皆在來母魚部」であるとして律呂の「呂」に讀むべきではないかという。

張富海 45 は、季旭昇 02 に従いつつ、「發故慮、行故作」とは、「謀慮舉措皆循先故」と解する。今、張富海 45 に従う。

なお閻魔平凡 61 は、「**簾**」は「錯」に通じ、「廢」の意であると言う。

\*39 □ (發) □ (作) 者死、弗行者死: 張富海 45 は、「弗行者死」は「行故作」に對應する句であることは明らかであるから、「發作者死」の句も「發故慮」に對應するはずである。ところが、「發作」が「發故慮」の言い換えであるとする意味が通らない。そこで、ここは鈔寫者が誤ったのであろうとし、「弗發者死」に改めるべきではないかという。今、原釋に従って讀んでおく。

\*40 耀 (逖) 人之倍 (附) 者: 原釋は「**耀**」を地名であろうとし、「倍」を「倍」(背くの意)に讀むべきと言う。

李天虹 06 は、「翟」と「狄」は通用し、「倍」を「倍」「背」に讀んだのでは意味が通じないから、「附」と讀むべきではないかという。その理由に、古音では、附聲の字と不聲の字とは通用したことを挙げる。

陳劍 07 は、「服」に讀むべきと言う。「附」も「服」も意味はあまり違わない。附き従ったこと、つまり服屬したことの意であるから、李天虹 06 に従って「附」に讀んでおく。

また陳偉 11 は、「狄」ではなく、古書(例示はないが)にしばしば見える「逖」(遠人の意)に讀むべきと言う。今、陳偉説に従っておく。

なお閻平凡 61 は、「**耀**」を「逃」に讀み、「倍」は「返」の意と言う。

\*41 法 (去): 原釋が、『天星觀簡』に用例があるとして「去」に讀むべきとするのに従う。

\*42 □ (禍): 原釋が、「□」字は、馬王堆帛書にも用例があり、「从示化聲」で、「化」に讀んでいるとし、かつこれは「禍」の假借であると釋しているのに従う。

林志鵬 17 は、「過」に讀むべきではないかとして、その理由として下文に桓公が「吾不知其爲不善也」と言い、二臣が公の無道を斥して彼の過失を列挙している對話がある

ことを挙げるが、上文に天地の禍のことが記されていることからすれば原釋の方がよい。  
\*43 百生（姓）：原釋は、『説文通訓定聲』に「姓、假借爲生」とあるのを引き、「百姓」に讀むべきとして、百姓には「百官族姓」をいう場合と、「天下衆民、庶民」をいう場合とがあることを言う。ただ本文ではそのどちらの意味かは言及していない。いずれとも解釋できるからであろう。

\*44 者（諸）侯（侯）□（笑）：「者侯」は諸侯。「□」について、原釋が、この字形は未見だがおそらく嘲笑の意味の「笑」ではないかとする。

季旭昇 02 は、楚系文字の「笑」は「從艸、從犬」であるのに、該字は「從犬、兆聲」である。「兆」（澄紐宵部）と「嘲」（知紐宵部）は、上古において聲韻畢く同じであったとして「嘲」に讀むべきと言う。

陳偉 11 は、該字を「笑」に讀むべきではないとの季旭昇 02 に同意するも、「嘲」ではなく「朝」に讀むべきで、「諸侯に朝見する」の意であろうと言う。

ところが、林志鵬 17 は、兩説を否定し、原釋が正しいとして、次のように言う。

此字爲「笑」之異體，不需改讀。《説文》無「嘲」字，文獻中亦未見「爲某某嘲」之用法。文獻中「爲某某笑」之例習見，茲不贅舉。上博三《周易》簡 42 萃卦初六爻辭有「一斛于犬（從艸）」，馬王堆帛本作「一握于天（從艸）」。《説文》「犬（從竹）」即今「笑」字，從草與從竹之字常通用，「犬（從艸）」即「笑」也。…

また、許無咎 18 も、『説苑』權謀篇に、「管仲有疾、桓公往問曰、仲父若棄寡人、豎刁可使從政乎。…對曰「易牙解其子以食君、其子之忍、將何有於君、君用之必爲諸侯笑」とあるのを参照せよとして、原釋に従っている。今、原釋に従う。

なお閻平凡 61 も、「□」を「笑」に讀むべきと言う。

\*45 剿（肖）：季旭昇 02 は、寫真を詳しく見ると、「燥」字に作るべきで、燥（不安の意）に讀むべきではなかろうかと言う。

陳劍 07 は、郭店『唐虞之道』簡 28「治之至、養不臬（肖）、亂之至、滅賢」とあることを理由に、「臬」聲は「肖」と通じているとして、「肖」に讀む。

劉樂賢 09 は、季旭昇 02 のように「燥」字に隸定することは正確だとしても、ここでは「肖」の意に讀むべきではないかと言う。

林志鵬 17 は、季旭昇 02 を非とし、陳劍 07 を是とする。

季旭昇 52 は、陳劍 07、劉樂賢 09 を是として自説 02 を取り下げている。今、「肖」に讀む。

なお閻平凡 61 も、「剿」を「肖」に讀んでいる。

\*46 幾（豈）不二子之憂（憂）也才（哉）：原釋が、「幾」は「豈」で、「豈不」は反詰の辭であること、「才」と「哉」は同音で通用すること、「二子」とは、隰朋と鮑叔牙の兩大夫を指すことを指摘しつつ、「豈不二子之憂也哉」と讀むべきとするのに従う。

\*47 進芋（華）**伺**子、**巳**（以）馳於倪廷：原釋は、「進華明子以馳於邠廷」（華明子を進めて以て邠廷に馳す）に讀む。「芋」は「華」に讀む。上博簡（一）『孔子詩論』中の「裳裳者芋」が今本では「裳裳者華」に作っていること、同（三）『逸詩』中の「皆芋皆英」は「皆華皆英」に讀むことなどを理由に、「華」と「芋」は皆「于」を聲符に持

つために通假し得ると言う。また「子」を、「明子」と読み、「明天子」のことと解しているが、その根拠は不明。「馳」を車馬を疾駆させることの意と言う。「倪廷」は「郟廷」のことで、「倪」は東周の國名、「小邾」であるとし、初めて春秋にその國名が見え、齊桓公に服屬して、周室を尊んだために小邾子と言われたが、やがて楚に滅ぼされたことなどを詳しく説明する。

陳劍 07 は「廷」を疑問のままとし、何有祖 12 は、原釋が「廷」と隸定するのは正しくなく、「之子」の合文として釋すべきと言う。

楊澤生 15 は、

根據上下文義，我們懷疑“進芋”應讀爲“進于”，當甚于、超過講；“子”當讀爲“盲子”，如《論衡·自紀篇》：“高士之文雅，言無不可曉，指無不可睹。觀讀之者，曉然若盲之開目，聆然若聾之通耳。三年盲子，卒見父母，不察察相識，安肯說喜？”“**𠄎**倪”當讀“彌廣”。古書“𠄎”和“彌”相通，和“𠄎”具有相同聲符的“倪”自可讀作“彌”。“彌”也是“廣”的意思，“彌廣”即廣闊之地。

と言うが、附會として取らない。

禰健聰 16 は、「廷」と釋している文字は、「者」に讀むべきとし、同 20 で、さらにその説を補強しつつ、「倪者」とは弱小な者の意であると言う。

林志鵬 17 は、「芋」については、「…簡文“芋”疑讀“汙”、訓爲玷汚・辱慢。」と言い、「明子」については「一詞少見、『白虎通義』三教篇「高宗亦承弊、所以不改教何。明子無改父之道也。」惟“明子”乃對“父”而言。『尚書』洛誥篇「考朕昭子刑、乃單文祖德。」蔡沈『書集傳』「昭子、猶所謂明辟也。」簡文“明子”猶“昭子”、指賢明之人。」と言い、「倪」については、「文義不明、存疑待考。」と言い、同 81 は、「廷」字を、「市」字に釋すべきでなく、上が止に従い、下が壬聲に従う「廷」字の異體と釋すことに誤りはないとし、意味は古代の屋蓋が無く広々した場所を指している語であるとする。

閻平凡 61 は、「芋 **𠄎** 子」を、「華孟子」に讀み、子は子姓、宋人で、齊桓公の内嬖（君主の愛人）となった、『左傳』に見える宋華子のこと、また「倪」は地名であると言う。

これを承けて、趙平安 60 及び同 51 は、原釋が「進」と隸定しているのは明らかな誤りで、この字は「从人、雍聲」であり、また「廷」の隸定も誤りで、吳振武「『古璽彙編』釋文訂補及分類修訂」（『古文字學論集（初編）』 1983 年）、韓自強・韓朝「安徽阜陽出土的楚國官璽」（『古文字研究』第 22 輯 2000 年）、裘錫圭「戰國文字中的“市”」（『古文字論集』 1992 年）などを参照すれば、「市」に釋すべきであるとして、「倪市」とは「倪邑之市」のことであると言う。

また、宋華子が生んだ公子の名を「雍」と言った（『左傳』僖侯 17 年、『史記』齊太公世家）ことが知られている。従って、「**𠄎** 華子」は桓公が寵愛した六婦人の一人「宋華子」のこととしてよいと言う。そして、「**𠄎**」は、聲韻の同じ「孟」に通假している。なおこの場合「孟」とは輩行を表す。以上のことから、この箇所は、「齊桓公擁美女乘車疾驅于郟市」と讀めるとする。今、この趙平安説に従う。

\*48 迨 (驅) 达 (逐) 𠂔 (弋) 緝 (郷) : 原釋は、「迨犬獵郷」と讀む。『爾雅』釋言に「迨、及也。」とあること、「达」は「从辵。犬聲」で犬の假借とし、「𠂔」は狩獵の意として、「城邑を遠く離れた、狩ができる広い土地に行くこと」と解している。

季旭昇 02 は、「迨」に隸定したのは誤りとして、「迨」に隸定し直して、「聲近韻同」である「驅」に讀むべきではないかとし、また「达」は「逐」のこととし、「田郷を驅逐する」と釋している。

陳劍 07 は、郷を 緝 に隸定する。但しその語釋はない。

林志鵬 17 は、「迨」緝 は、「怡」に讀むべきであり、また「达」は「逸」字の原字であるから、「怡」・「逸」いずれも楽しみの意がある。季旭昇 02 のようにこれを「驅逐」と讀むのは誤りであろうと言う。

劉國勝 38 は、まず「郷」字を陳劍 07 が隸定した「緝」に従ったうえで、これが糸に従い「飮」の聲であること、「飮」は食に従って聲を得ていること、糸と巾とは偏旁として意味を表すとき通用すること、などを根據に、「緝」字は「飾」字の異體であろうとする。そしてさらに『説文』に「飾、从巾、从人、食聲、讀若弋」とあることを根據に、ここの「緝」字も古音では通用していた「弋」(ヨク いぐるみ)に讀むべきであるとする。そのように釋していくと、ここは「𠂔弋」となり、「田獵射弋」の意味であることを知ると言う。

季旭昇 52 は、この劉國勝 38 を是としている。今、劉國勝 38 に従う。

\*49 亡 (無) □ (期) 庀 (度) : 原釋は「無旗、度」に讀む。「旗」とは「一種表識 (明らかに掲げた目印)」の意、「庀」は『集韻』に「古作庀」とあることから「度」(法度の意)に讀むべきとする。

季旭昇 02 は、「□」を「期」に讀み、「無期度」と讀んで、限度がないことの意に釋す。

林志鵬 17 は同じく「無期度」に讀み節度がないことの意に釋す。

「□」字を、原釋がなぜ「旗」に讀み、季旭昇 02 が「期」に讀んだのか、その根據は不明。今、季旭昇 02 に従っておく。

\*50 □ (豎) 𠂔 (刁) : 原釋は、「𠂔」字について『説文』辵部に「𠂔、至也。从辵、弔聲」とあり、「弔」と「刁」は聲韻同じであるから通用すると言う。「□」については言及がないが「豎」に讀んでよいであろう。桓公に仕え寵愛された宦官に豎刁がいる。彼のことであることは疑いなかろう。

\*51 □ 𠂔 : 原釋は「□ 𠂔」が「易牙」と讀めることの根據を文字の形態から證明してはいないが、豎刁とともに桓公に寵愛された料理人に易牙という人物がいたことはよく知られている。彼のことでよいであろう。

蘇建洲 58 は、「□」が「易」に讀めることについて詳細な考證をしている。

\*52 □ □ : 原釋が「朋黨」に讀んでいるのに従う。

\*53 □ : 獸字に讀む。

\*54 : □ (要) : 原釋は、「」を「□」に隸定し、『説文』辵部に、「連連也、从辵、婁聲」とあるのにより、 行歩の絶え間ないさまと釋す。禰健聰 16 は、原釋の隸

定を誤りとし、楚簡では「婁」と「要」の形が近く常に「訛混」している状況が見られるとして、該字も音は「要」で、「邀」に讀むべきではないかという。

林志鵬 17 は、「婁」聲に従い「樓」に讀むべきとする。「樓」は『説文』に「曳聚也」とあり、朱熹『孟子集注』に「樓、牽也」とあり、『詩経』毛傳に「婁、亦曳也」とあることなどにより、下の「朋」と連語として、群聚を牽曳するの意であると釋している。

楊澤生 36 は、「邀朋」か「樓朋」のいずれを取るべきか兩説を對照し、古書においては前者の方が出現頻度が高いとして、禰健聰 16 に従うとしている。

季旭昇 52 は、「釋婁要」(『古文字研究』26 輯)において兩字が同源なることを論じたとして、自説を取り下げ、「要」に讀むことに同意するとしている。

今、禰健聰 16 に従う。

\*55 取與：『管子』重令篇に、「如此、則巧佞之人、將以此成私爲交。比周之人、將以此阿黨取與。貪利之人、將以此收貨聚財。懦弱之人、將以此阿貴富事。便辟伐矜之人、將以此買譽成名。」と悪事のひとつとして、「比周之人」(=權勢に取り入る者)が「阿黨取與」(=黨に阿り、與を取る)することが言われる。「與」とは「黨」と同じく自分に同調する仲間のことである。

\*56  (厭)公：原釋は「口」に隸定し、「説」に讀み、『集韻』に「説、諍語。」とあるのを引いて、諫諍・救正の意に釋している。

陳劍 07 は、左側は「見」或いは「視」の形に従い、右側の聲符は郭店『老子丙』簡 7 の字の右半の聲符「」と同  字であろう、また馬王堆帛書本『老子』では「銛」に作っている箇所であることからすると、この字は「厭」或いは「饜」に讀めるのではあるまいか、という。

林志鵬 17 は、陳劍 07 を補強して、沈培が『姑成家父』簡 5・簡 7 にこれと同じ字體(但し兩字は疋に従う)が見え、「厭」に讀んでいることを指摘したうえで、これらは聲符が「厭」(厂のない字)の省變であることから、音は「恬」「銛」及び「厭」等に近い(上古音は皆談部に屬している)とし、該字も、「厭」に讀むべきで、「迫」の意であると言う。『説文』に「厭、笮也」とあり、段玉裁の注に「笮、迫也」とあることを根據に、今ならば「壓」に作る字であろうという。

禰健聰 20 は、「誑」(ㄟ)に讀めるのではないかという。『説文』に「誑、多言也。从言、世聲」とあること、『詩経』に「無然誑誑」とあること、簡5に「言曰多」とあるのが參照されるという。

今、陳劍 07 及び林志鵬 17 に従い、「公に厭<sup>せま</sup>る」と讀み、桓公に對し壓迫を加えていたの意に解しておく。

\*57  (殺)而(迷)  [之]：原釋は、この3字を「告而隣」に讀んで、「」は、从爻告聲の字で、辭書には未見とする。また「」は、「隣」に讀み、『集韻』に「隣、慚羞也」とあると言う。

林志鵬 17 は、[不識、待考]として、その意味は前の句の「羣獸樓朋、取與厭公」と關係し、簡⑩に續く簡は缺簡で、桓公の言葉を内容とするものであったろうと言う。

蘇建洲 33 は、「」を爻聲の「殺」(「亂」の意がある)字に讀むべきとし、

「𦉰」を米聲の「迷」字に讀むべきとしたうえで、「殺而迷之」とは、易牙と豎刁の二人が先ず民情を混殺し、さらに桓公を惑わしたこと、つまり桓公が國政に専念するのを妨げて欲望を欲しいままにさせたこと、と解している。

張振兼 63 は、「𦉰」字は、爻・告ともに聲符からなる字で、「告」「覺」通用することから、該字は「覺」の初文であり、『説文』に「覺、急告之甚也」とあることから、「告」に讀んでよいであろうと言う。

侯乃鋒 35 は、張振兼 63 の「𦉰」字を「覺」の初文とすることに同意するが、「告」に讀んだのでは意味が通じ難いとし、別な解釋を探る。もしこの語の主語が「公」であれば、その目的となる対象があるはずであるのにそれがないのであるから、「覺」に讀むべきであろうという。つまり、桓公は二人の諫言を聞いて、覺り恥じたというのである。

楊澤生 36 は、「𦉰」字を原釋の通り讀んだのでは意味が通じ難いとし、「癸」聲で、「乖」に讀むべきではなかろうかと言う。「癸」は見母脂部の字、「乖」は見母微部の字で、聲母が同じで、韻母が「旁轉」しているので通用するとし、その證據に『易經』睽の卦「小事吉」が帛書本では「乖」に作っていることを挙げる。「厭公告而乖」と釋して、桓公の訓告をきらってその意から離れること（原文は「厭煩桓公的訓告而乖離其意」）の意の可能性もあると言いつつ、一方で米聲に讀む可能性も捨てがたいとし、待考としている。

季旭昇 52 は、張振兼 63 が「覺」に釋すことに同意しつつ、「酷」に讀むべきとする。「𦉰」については右上部分が「采」に従っていることから「播」に讀むべきとし、「酷而播之」とは、「明知爲急酷之事、而施<sup>みだ</sup>布<sup>まじ</sup>之」の意であろうと言う。

今、意味のうえから蘇建洲 33 に従い、「殺して而之を迷はす」と讀んで、「彼らは齊國を混迷に追いやってしまった」の意に解しておく。

**\*58 先王が遺された法を執行し、傳統を復活し、故實に倣ってことを取り仕切るよう命じました。そして新規なことをやろうとする者を死罪とし、故實に従わない者も死罪としました。：時代の變化に對應して政治制度を變更すべきとする變法論に對する反論である。戰國時代を通じて變法（因時應變）か常法かということが常に論争となっていたことはよく知られている。本説話は、こうした時代状況を反映しているのであろうか。なお馬王堆帛書『經法』國次篇に、**

變故亂常、擅制更爽。心欲是行、身危有【殃、是】胃（謂）過極失當。  
とある。

**\*59 豎刁と易牙のふたりを大臣に召し抱えました。：齊桓公は、『史記』によれば、前 685 年から前 643 年に至る 43 年間在位し、その間、管仲が宰相として仕えていたのは 41 年間に及ぶ。桓公 41 年の管仲臨終に際して、桓公と管仲との間に次のような會話が交わされたことになっている。今その前後を引用しておく。**

四十一年、秦穆公虜晉惠公、復歸之。是歲、管仲・隰朋皆卒。管仲病、桓公問曰、「羣臣誰可相者」。管仲曰、「知臣莫如君」。公曰、「易邪如何」。對曰、「殺子以適君、非人情、不可」。（中略）公曰、「豎刁如何」。對曰、「自宮以適君、非人情、難親」。管仲死、而桓公不用管仲言、卒近用三子、三子專權。

これによれば、桓公が豎刁や易牙を重用したために彼らの専權を許してしまったのは、管仲・隰朋らの死後のこと、しかも桓公にとっても最晩年ことであった。つまり、隰朋らが桓公の側近として仕えていた頃は、豎刁は宦官として仕え、易牙は料理人として仕えていたに過ぎないのであって、本文中にあるように、「相」として仕えた事実は見えない。従って、桓公が豎刁や易牙を相として重用したことによって起きた弊害について、鮑叔牙の没年が不明であるため鮑叔牙については斷定を避けなければなるまいが、少なくとも隰朋が鮑叔牙とともに桓公に諫言するなどということはあるにないことになる。このように本テキストの内容は、少なくとも『史記』の記述とは一致していないわけである。また、魯僖公五年、すなわち齊桓公三十一年に起きた日食の直後だとすると、管仲が宰相として、また鮑叔牙・隰朋らが重臣として仕えていた時期に当たり、易牙や豎刁らの専權を許すことはなかったはずで、この点でも傳世文献と一致していないことになる。

さらに、『史記』によれば、桓公七年、諸侯が齊を信じてこれに付き従った結果桓公が初めて覇を唱えてから、同三十五年「九合諸侯、一匡天下」と言って天下に覇者として君臨するに至ったのであった。この年、晉國では 26 年間位にあった獻公が死に、その後繼をめぐって内乱が発生した。この時、桓公は晉の内乱に介入して、隰朋を送り込んで獻公を即位させた。その後、桓公四十二年には、晉公子重耳（後の文公。齊桓公に續いて、春秋五覇の一人と稱されることになる）が齊國に至ると、桓公はたいそう彼を厚遇し、宗女を彼に妻せた。重耳はそのまま 5 年間齊に滞在することになるのだが、その 2 年後に桓公は死去してしまう。（『史記』晉世家参照）

ところで本テキストでは、桓公在位中に晉が齊に攻め入ったことになっているが、こうした記事は、齊世家にも晉世家にも全く見えない。これは桓公が覇者として君臨していたことを考えれば、當然のこととも言える。

このように、桓公が易牙や豎刁を登用したとしても、傳世文献によれば、管仲・隰朋の死後のことであり、また彼らを登用することによって桓公は一時的にせよ墮落したが、鮑叔牙と隰朋の諫言によって反省したという物語の展開は傳世文献による限りあり得ないことになる。

だが一方で、本テキストにおける隰朋・鮑叔牙から諫言されて反省する桓公像は、『管子』における管子から常に助言されていた桓公像、また『晏子春秋』における晏子から常に諫言されていた景公像と共通するものがある。